

第8次猪名川町地域福祉推進計画（案）に対する
パブリックコメント及び社協の考え方

意見募集期間：令和7年2月1日～令和7年2月28日

意見提出者数：3人

提出意見数：3件

意見の概要	意見に対する考え方（対応）
<p>① 住民を支える身近な組織である自治会の方針が「自治会員のみ対象の活動」ととらえ、「非自治会委員を排除」するような考え方について、社協や町として見直していただくことはできないでしょうか。</p> <p>② 第8次猪名川町地域福祉推進計画に、総合福祉センター整備方針（案）に関する内容が反映されていません。</p> <p>③ 段落や字句に係る修正について</p>	<p>① 自治会の課題である「自治会員・非自治会員」等の方針について、社協として変更することはできません。</p> <p>ただし、福祉委員や民生委員、サロンのボランティア活動については「自治会員・非自治会員」の分け隔てなく、全住民対象に活動や支援をして下さっています。引き続き福祉委員やボランティアさんのサロン活動から出た課題やニーズを情報提供して頂き、社協内部でその地域課題の解決に向けての対応、必要に応じて地域や行政、関係機関と共に、本会も課題解決に向けて連携を図ってまいります。</p> <p>② 総合福祉センター整備方針（案）については、令和7年3月31日現在、正式に決定されておりませんので、第8次地域福祉推進計画には反映しておりません。今後正式に決定されましたら、社協の毎年度の事業計画において反映していきます。</p> <p>③ ご指摘の箇所について最終計画案を修正し反映しました。</p>